



全国消防職員協議会

National Council of Japanese Firefighters and Ambulance Workers



# 消防職員の活動と地方自治体の責任



全国消防職員協議会 返町 直也  
(長野県 須坂市消防本部)





# 長野県 須坂市消防職員協議会



- 会員数 69人 (組織率83% 管理職除く)





# 本日の内容



消防組織と市町村の役割



消防の仕事



消防職場の実情



労働運動の実際

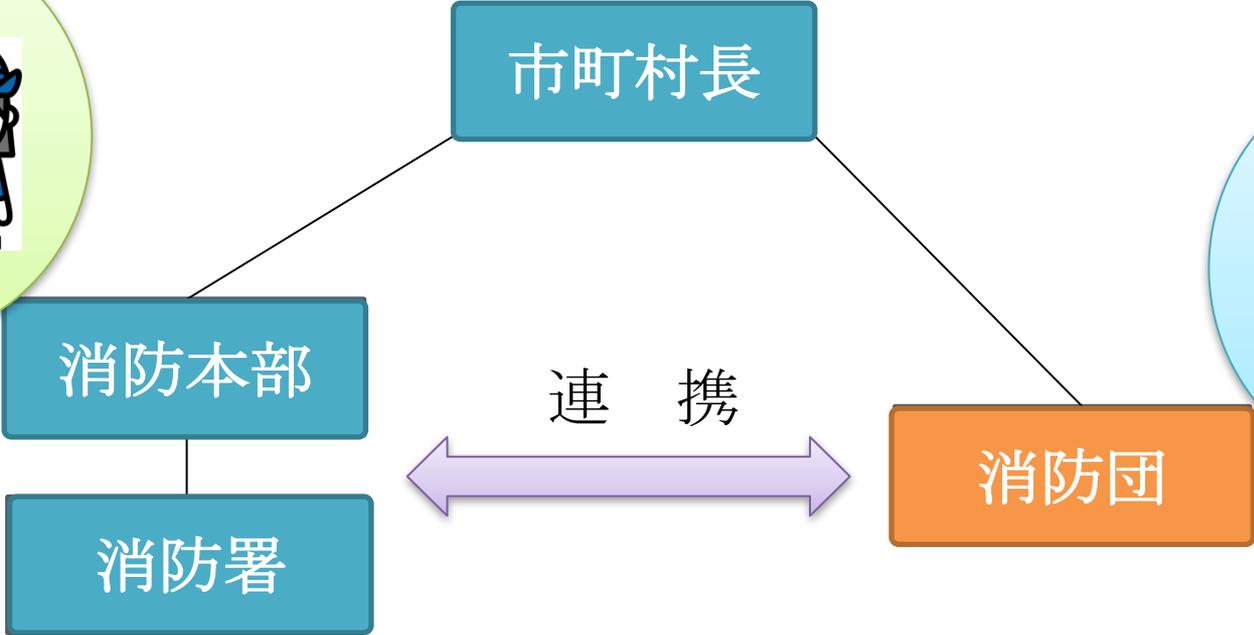
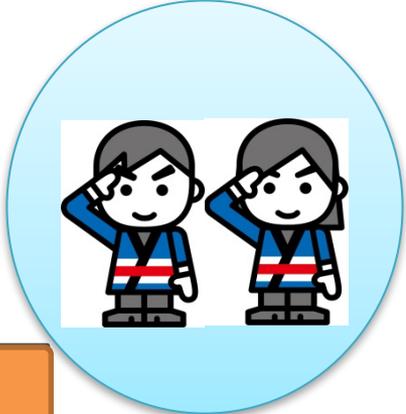
消防組織法 第一条 [消防の任務]

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水災又は地震等災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、これによる傷病者の搬送を適切



とを任務とする。

# 消防職員 & 消防団



消防職員（常備消防）

常勤の一般職地方公務員  
**消防吏員**とその他の職員  
（約16万人）

消防団員

非常勤の特別職地方公務員  
普段は**各自の職業**に従事  
（約85万人）職員の5.5倍



# 消防本部の組織



消防長

消防本部

消防署

総務課

予防課

警防課

庶務係

危険物係

救急救助係

消防団係

通信指令室



日勤勤務



消防隊

救急隊

救助隊

交替勤務

・消防は災害出場だけでなく、設備の検査や防災訓練など予防・啓発も行う

# 火災事例

消防の仕事

## ホテルニュージャパン

(1982年 昭和57年2月8日)



消防用設備等の設置及び維持管理が適切になされていなかったこと、従業員への教育訓練も実施されていなかったことなどの事実から、ホテルオーナーの防火意識の低さが非難された。防火管理者の責任を問う裁判に注目が集まるなど、大きな社会問題にまで発展した。



# 緊急消防援助隊



2016年  
場

熊本地震における緊急援助隊出

# 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、平成7年（1995年）阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設。

**2005年  
福知山線列車事故**



**2008年  
岩手・宮城内陸地震**



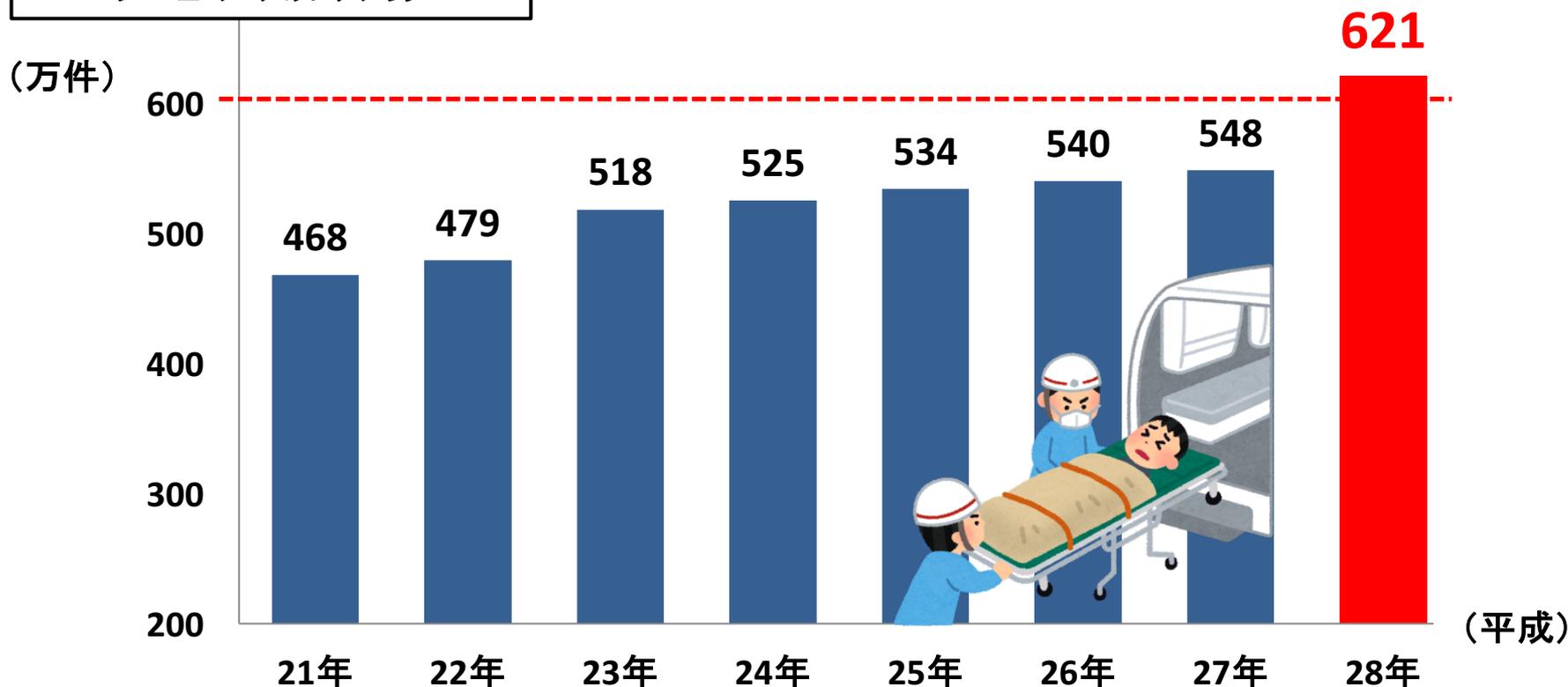
**2011年  
東日本大震災**



# 救急出動件数の推移



## 救急出場件数



出典：平成29年 消防白書（総務省消防庁）

- ・ 救急・消防ともに出動件数は増加の一途
- ・ 救急車の到着に要する時間も伸びており、救命率の低下も懸念
- ・ 救急現場における傷病者の緊急性の有無の議論も

# 消防現場では...

消防職場の実情

\* 危険な場所での活動

⇒ **現場安全は保障されていない**

\* いつ、どんな事案が起こるか予測できない

⇒ **突然くる緊張**

\* 隊（チーム）での活動

⇒ **指揮命令系統の重要性**

**労働安全**の高い意識と

**強靱な精神力**が必要とされ

る！

# 消防現場では... (その反面)

消防職場の実情

\* 厳しい訓練に耐えることが求められる

⇒ **パワハラ**の正当化

\* 消防職員は全員同じ緊張下で仕事をしている

⇒ **自分だけ弱音を吐けない**

\* 災害は容赦なく起こる

⇒ **PTSD**の危険性

自殺

消防職の**特性**から、パワハラ**の横行**と  
**PTSD**対策への**対応の遅れ**が多

# 世界から見た日本の消防

労働運動の実際

主要先進国で  
唯一消防職員  
に団結権がない...

労働3権（団結権、団体交渉権、団体行動権）

◇日本政府の考え方

- \* 日本の消防は、ILO87号条約第9条の「警察」に含まれる。
- \* 消防活動に当たっては、厳正な規律と統制のとれた迅速果敢な部隊活動が常に求められている。



# 世界から見た日本の消防

労働運動の実際

ILO : 国際労働機関 →

日本は誕生した1919年からの

加盟国で現在常任理事国

ILO第87号条約（日本政府は1965年に批准）

『結社の自由及び**団結権の保護**に関する条約』

日本政府はILOより、**消防職員への**  
**団**  
**結権付与の勧告を数回にわたり受**  
**けている・・・**

## 意義・目的

\*労働者一人ひとりの力は弱く愚痴になるが、団結することにより、

**愚痴が意見になる。**（過半数となると当局も無視できない）

\***労働者として労働三権は認められるべき**ものであり、世界より日本政府は現在非難を受けている。  
全消協は、

「日本の消防職員の**労働環境改善を目的に**

### 《 日本国憲法第21条 》

「集会、結社及び言論、出版その他の一切の表現の

自由はこれを保証する」

**交渉団体ではなく、協議・提案・申し入れをする団体**



# 全国消防職員協議会

～団結権回復にむけて～

労働運動の実際

1977年8月 『明るく魅力ある消防職場づくりと消防職員自らの権

利と生活のための消防行政を確立する』事を目的に発足。

学習会、研究活動や情報の共有化をはかり、民主的で働きやすい職場を作るために活動しています。

また、日本国内はもとより世界各国の消防職員との相互交流を行いながらそれぞれの職場で消防行政や職場環境の改善などにも取り組んでいます。

【約200単協 約13,000人】



全消協は、団結権が回復することにより、民主的な職場を築き、

住民に対して更なる質の高い消防行政サービスの実現させること目標に！

# 女性消防職員の現在

労働運動の実際

~公安職における女性の採用状況~

\*消防 4,035名 : 約2.5% (2016年4

\*警察 約8.5%

\*海上保安庁 約6.2%

\*自衛隊 約5.9%

全国の消防本部のうち36%が未

⇒ 公安公務員の中でも

極めて少ない女性職員!!



住民サービス向上のために  
働きやすい職場をめざして!!!

☆ 1人の意見は『愚痴・文句』・・・

しかし、過半数の意見は『愚痴・文句』

ではなく『意見となる!』

何よりも『風通しのよい職場づくり』